

調整給付金

定額減税しきれない方への給付金 不足額給付分のご案内

● 「調整給付金(不足額給付分)」とは

調整給付金とは、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税県民税(以下、住民税といいます。)において定額減税しきれない方へ、減税しきれない分を支給するものです。

このご案内は、税制度上、扶養親族の対象外であり、本人及び扶養親族等として定額減税及び調整給付金(当初給付分)(以下、当初調整給付金といいます。)の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯主(または世帯員)にも該当しなかった方に対し、**原則4万円を支給**するものです。

注:低所得世帯向け給付とは、令和5年度の個人住民税非課税世帯(または均等割のみ課税世帯)への給付(7万円/10万円)。令和6年度新たな非課税化世帯(または新たな均等割のみ課税化世帯)への給付(10万円)のことです。

● 支給対象者

令和7年1月1日時点で平泉町にお住まいの方で、次の1から3のすべての要件を満たす方。

1. 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること(本人として定額減税の対象外であること)
2. 税制度上、「扶養親族」対象外(事業専従者(青色・白色)、合計所得金額48万円超のいずれか)であること(扶養親族等として、定額減税の対象外であること)
3. 低所得世帯向け給付の対象世帯主または世帯員に該当していないこと

ただし、納税義務者本人の令和6年分所得税及び令和6年度住民税における合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

対象となる条件のイメージ(例)

下記の項目すべてに該当する方が対象と見込まれます。

本人として、定額減税や
調整給付の対象でない



すべてに該当

- ・令和6年分所得税額がゼロ
- ・令和5年所得から推計した令和6年分推計所得税額がゼロ
- ・令和6年度個人住民税所得割額がゼロ

税制度上、扶養親族の対象外
(扶養親族としても定額減税や調整給付の対象外)



いずれかに該当

- 令和6年度(令和5年分)住民税及び令和6年分所得税において
- ・事業専従者(青色・白色)である
 - ・合計所得金額が48万円超である

低所得世帯向け給付の対象外



いずれかに該当

- ・世帯内に個人住民税所得割が課税されている方がいる
- ・世帯の全員が個人住民税課税者に扶養されている

※ 必要な手続き等が完了する前に対象者が死亡した場合、給付金は支給されません。

● 支給金額（モデルケース）

原則4万円（ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合等、課税状況によって、支給額が3万円から1万円となる場合があります。）

★本給付金の対象となる方に、税制上の扶養親族がいる場合であっても、支給額は原則一律4万円となります。

★本給付金においては扶養親族分の加算はありませんので、あらかじめご了承ください。

<例> 合計所得金額が48万円超であり、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得額がゼロの場合

父：年金収入あり（非課税）

例）公的年金収入158万円超～概ね170万円以下

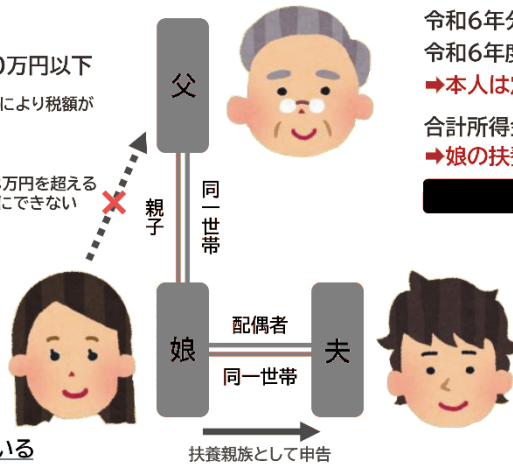
※合計所得金額が48万円超であるが、所得控除などにより税額が発生しない。

父の合計所得金額が48万円を超えるため、税法上、扶養親族にできない

娘：収入あり（納税者）

→本人および夫分の定額減税対象

所得税……………3万円×2人
個人住民税所得割…1万円×2人
→計8万円の減税（または給付）を受けている



令和6年分所得税 **非課税**

令和6年度住民税所得割 **非課税**

→本人は定額減税、調整給付金の対象外

合計所得金額が48万円超

→娘の扶養親族としても定額減税対象外

→父は給付金の対象となる

夫：収入なし（非課税）

→本人は定額減税、調整給付金の対象外

合計所得金額が48万円以下

→妻の扶養親族として、妻が夫の分の定額減税を受けている

この場合「父」は、物価高騰対策として実施された「定額減税」「減税を補足する給付金（当初調整給付金）」「低所得世帯向け給付金」のいずれの対象にもなりえなかったため、給付金4万円の支給対象となる。

● 手続き方法

同封されている「調整給付金（不足額給付分）申請書」に必要事項を記入し、必要書類と併せて返送してください。

提出期限：令和7年10月31日（金） 当日消印有効

※ 原則、書類の不備等があり返送した場合についても、期限内に再提出が必要です。

支給時期：町が申請書を受理してから概ね4週間後

注意事項：不備があると給付金を受け取れませんので、記入内容や添付書類に不備がないようお願いします。

オススメ：記入後の「調整給付金（不足額給付分）申請書」を、コピーまたはスマホ等で撮影しておくと支給金額や指定した振込口座を手続き後に確認したい場合に役立ちます。

● お問い合わせ先

平泉町税務課 TEL0191-46-5563

【受付時間】 8:30～12:00、13:00～17:15（平日のみ）

振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください